

# 天塩町物価高騰対応個人事業主支援金交付要綱

令和8年3月19日告示第17号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、天塩町物価高騰対応個人事業主支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 支援金は、エネルギー等物価高騰の影響を受ける個人事業主に対し、支援金を交付することで経費負担の軽減を図ることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において「個人事業主」とは、次の各号の全てに該当する者をいう。

- (1) 営利を目的とした売買又はサービスの提供等を繰り返し、継続かつ独立して行われる事業を営んでいる個人事業者
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第63条第1項第1号から第12号の事業の範囲に該当する個人事業者

## (対象者)

第4条 支援金の対象となる個人事業主は、基準日（令和8年4月1日）において、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 町内で事業を営む者であって、所得税法（昭和40年法律第33号）第27条に係る税の申告等で、令和7年分の収支を証明できること。
- (2) 天塩商工会定款第9条及び第10条の規定に基づく会員でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらのものに準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。
- (4) 個人事業主として営んでいる事業が、天塩町エネルギー等価格高騰対応事業者支援金交付要綱（令和7年12月18日告示第81号）に基づく天塩町エネルギー等価格高騰対応事業者支援金の交付を受けた事業でないこと。

## (支援金額)

第5条 支援金の額は、1個人事業主につき5万円とする。

## (交付申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天塩町物価高騰対応個人事業主支援金申請書兼請求書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に必要書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否について決定し、天塩町物価高騰対応個人事業主支援金交付（決定・却下）通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

(交付取消)

第8条 町長は、前条の支給の決定を受けた個人事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 法令及び本要綱に違反した場合
- (2) 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により、支援金の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に支援金の交付を受けた者については、第9条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。